る同法附則第十九条第一項の清算型基金が同条第九項の規定により解散をした年度に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

（略）	
平成三十年度	年〇・〇三パーセント

〇農林水産省告示第千三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町左鐙八〇六、八〇九、八一〇、八一二、八一三、八四二、八四三、八四三の一、二二〇九の一から二二〇九の四まで、二二一〇の三、二二一〇の六、二二一〇の七、二二一一から二二一四まで、二二一二の一、二二一三の一から二二一三の八まで、二二一四の一、二二一七の三から二二一七の一四まで、二二一七内七、二二一七内八、二二一七内九、二二一七の一六、二二一七の一七、二二一七の二二、二二一七の三八、二二一七の四三、二四四五の二、二四四五の四、二四四五の五、二四四六の一、二四四六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

る同法附則第十九条第一項の清算型基金が同条第九項の規定により解散をした年度に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

（略）	
（新設）	（新設）

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町日貫四八五一の二、四八五九の一七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町坂本ロ一九の二、ロ二〇、ロ一九の七、ロ一二〇の一、ロ一二〇の三、ロ一二二、ロ一二四、ロ一二六、ロ一二六の一、ロ一二六の二、ロ一二七、ロ一二八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村椛谷五八三、六三五の一から六三五の四まで、六三五の六から六三五の八まで、六三五の一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　島根県雲南市三刀屋町上熊谷一六六六の九三から一六六六の一〇一まで、一六六六の一一四、一六六六の一一五、一六六六の一一八、一六六六の一一九、一六六六の一二二、一六六六の一二三、一六六六の一二五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　島根県雲南市三刀屋町多久和一〇八〇の四、一〇八〇の五、一〇八一の一から一〇八一の四まで、二五五〇の一、二五五〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

三刀屋町多久和一〇八〇の四、一〇八〇の五、一〇八一の四、二五五〇の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第千四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　島根県益田市匹見町石谷イ八六七、イ八六八、イ八六九の一、イ八七〇

二　指定の目的　水源の涵養